

西予市建設工事等入札者心得

令和8年1月19日
西予市告示第13号

(趣旨)

第1条 この告示は、西予市が発注する建設工事並びに建設工事に関する調査、測量及び設計業務(以下「市工事等」という。)に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「入札」という。)を行う場合における取扱いについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、西予市契約規則(平成25年西予市規則第13号。以下「規則」という。)及び西予市電子入札運用基準(令和8年西予市告示第12号。以下「電子入札運用基準」という。)その他の法令等に定めるもののほか、入札に参加しようとする者(以下「入札者」という。)が守らなければならない事項について定めるものとする。

(入札等)

第2条 入札者は、規則及び市工事等の設計書、仕様書、図面、契約条項、その他関係書類(以下「設計図書等」という。)及び現場等を熟観の上、入札しなければならない。

2 入札者は、設計図書等について疑義がある場合は、入札公告又は入札通知書(以下「入札公告等」という。)により指示されている質疑の手続に従い、持参、ファクシミリ又は電子メール(電子入札の場合は電子入札システム(電子入札運用基準第2条第1号の電子入札システムをいう。以下同じ。))により入札担当課へ提出するものとし、ファクシミリ又は電子メール(電子入札の場合は電子入札システム)により質問者に回答するものとする。この場合において、当該質疑事項及びその回答を閲覧の用に供するものとする。

3 入札書の記載等については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 入札書は、所定の様式を使用すること。
- (2) 入札書は、1件ごとに1通作成し、案件名、入札者名及び入札書であることを表記した封筒に封入し、当該入札の方法に従って提出すること。
- (3) 入札書等の提出書類の文字及び印影は明瞭であって、かつ、消滅しないもので記載すること(鉛筆等による記載はしないこと。)。
- (4) 入札金額は、アラビア数字を用いること。
- (5) 電子入札又は電子入札運用基準第12条に規定する紙入札参加を認められた場合の入札書にあっては、くじ番号を記載すること。
- (6) 入札金額は、入札公告等に指示がある場合を除き、契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を記入すること。

- 4 電子入札の場合の入札書は、電子入札システムの入力画面において作成の上、入札書提出締切日時までに提出すること。
- 5 郵便による入札は、電子入札運用基準第12条の規定による場合その他入札公告等において指定した場合に限り、これを行うことができるものとする。
- 6 建設工事の入札にあっては、工事費内訳書を入札書提出時に併せて提出しなければならない。ただし、第11条第1項本文の規定により、開札から直ちに再度入札を行う場合にあっては、この限りでない。
- 7 いったん提出した入札書及び工事費内訳書の返還、書換え、引換え又は撤回は、できないものとする。

(入札代理人等)

第3条 入札者は、代理人をして入札に参加させるとときは、入札開始前に、その代理権限を証する書面(委任状)を提出し、入札執行者の確認を受けなければならないものとする。

- 2 入札者又は入札代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることはできないものとする。
- 3 入札代理人の提出する入札書には、入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印鑑を使用するものとする。

(入札の辞退)

第4条 入札者は、入札書を提出するまでは、入札を辞退することができるものとする。

- 2 入札者は、前項の規定により入札の辞退をする場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により行うものとする。
 - (1) 入札執行前 入札辞退届を市長に持参又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)により提出して行う。
 - (2) 入札執行中 入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行う。
- 3 前項の規定にかかわらず、電子入札の場合にあっては、電子入札運用基準に定めるところにより入札辞退届を提出するものとする。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではないものとする。

(入札の延期等)

第5条 入札執行者は、必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入札日時を延期することができるものとする。この場合において、入札執行者は、入札者の損害に対しその責を負わないものとする。

- 2 入札者が1者に満たないとき又は指名競争入札において入札者が2者に満

たないときは、入札を中止するものとする。

(無効の入札)

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
 - (2) 規則又は入札に関する条件に違反した入札
 - (3) 入札者又はその代理人がした2以上の入札
 - (4) 明らかに連合によるものと認められる入札
 - (5) 代理権限のない者のした入札
 - (6) 信ぴょう性が高いと判断される談合情報を入手した場合など入札を継続することが適当でないと認められる入札
 - (7) 建設工事の一般競争入札において、当該建設工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者のした入札
 - (8) 入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者のした入札
 - (9) 金額を訂正した入札
 - (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (11) 予定価格の事前公表を行う入札において、当該予定価格を超える入札
 - (12) 電子入札又は電子入札運用基準第12条に規定する紙入札参加を認められた場合の入札において、くじ番号の記載のない入札
 - (13) 工事費内訳書の提出を求めた入札において、工事費内訳書の提出がない又は工事費内訳書に不備がある入札
 - (14) 第10条第5項後段の規定により、同一の技術者を配置予定技術者とした場合であって、複数の建設工事のうち、1件の建設工事を落札した場合において、残りの建設工事について技術者の専任での配置が困難と認められる場合における当該残りの建設工事に係る入札
- 2 前項各号の無効の認定は、入札執行者が行い、入札者は、異議の申立てができるないものとする。

(入札の失格)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを失格とし、落札対象としない。

- (1) 最低制限価格(西予市建設工事最低制限価格制度実施要綱(平成24年西予市告示第107号)第3条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。)を下回る金額で入札した者
- (2) 西予市低入札価格調査実施要綱(平成21年西予市告示第104号)第5条

第1項に規定する調査資料を提出するものとされた者のうち、同条第2項に規定する期限内に当該調査資料を提出しない者

(3) 西予市低入札価格調査実施要綱第7条に規定する失格判断基準に該当する入札をした者

2 前項各号の失格の認定は、入札執行者が行い、入札者は、異議の申立てができないものとする。

(入札会場の規律)

第8条 入札の執行を故意に妨害した入札者には、退場を命ずるものとする。

(開札)

第9条 開札は、入札者を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者が開札に立ち会わない場合は、当該入札に関係のない職員1名を立ち会わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、電子入札システムにより入札書を提出した入札者については、開札への立会いを要しないものとする。

(落札者の決定)

第10条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内において、最低価格(総合評価落札方式にあっては最高評価値)をもって入札した者を落札者とする。

2 前項の規定にかかわらず、最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、西予市低入札価格調査実施要綱に基づく調査基準価格を設けたときは、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札をした他の者のうち最低価格の入札をした者を落札者とする。

4 事後審査型条件付一般競争入札に付する場合の落札者の決定は、西予市事後審査型条件付一般競争入札実施要領(平成24年西予市告示第106号)に定めるところによる。

5 市が発注する複数の建設工事において、同時に開札を執行する場合は、予定価格の高いものから順に開札するものとし、西予市低入札価格調査実施要綱に基づく低入札価格調査の対象となる建設工事があった場合は、当該低入札価格調査の対象とならなかった建設工事を優先して落札者を決定するものとする。この場合において、入札者は、複数の工事において同一の技術者を

配置予定技術者とすることができます。

- 6 落札となるべき同価格(総合評価落札方式にあっては同評価値)の入札をした者が2者以上あるときは、直ちにくじにより落札者又は事後審査型条件付一般競争入札にあっては落札候補者の順位(以下この条において「落札者等」という。)を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に關係のない職員をして、これに代わり、くじを引かせるものとする。
- 7 電子入札の場合は、電子入札運用基準に定めるところにより、くじを実施するものとする。
- 8 くじによる落札者等の決定においては、当該入札をした者は、くじを辞退することはできないものとする。

(再度入札)

第11条 予定価格の事前公表を行わない入札において、予定価格の制限の範囲内で入札をした者がない場合は、再度の入札を行うものとする。ただし、指名競争入札において再度入札を行う前に入札の辞退等により入札者が2者に満たなくなった場合は、この限りでない。

- 2 前項の再度入札は、原則として1回(初回を含め計2回)とする。
- 3 予定価格の事前公表を行う入札においては、再度入札を行わないものとする。

(異議の申立て)

第12条 入札者は、入札後、規則、設計書、仕様書、図面、契約条項及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内(期間の満了日が西予市の休日を定める条例(平成16年西予市条例第2号)第1条に規定する市の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで)に契約を締結しなければならない。ただし、落札者において、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることができる。

(議会の議決に付すべき契約)

第14条 西予市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成16年西予市条例第57条)の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、市議会の議決を得たとき本契約を締結する旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するものとする。

(契約保証金)

第15条 落札者は、契約締結と同時に、契約金額の10分の1以上(低入札価格

調査に係る契約にあっては10分の3以上)の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(落札の取消し)

第16条 落札者が第13条に規定する期間内に契約を締結しないとき(前条に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。)は、当該落札は、その効力を失うものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、入札者に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年2月1日から施行する。